

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
3月24日
(火曜日)

目次

規則	一
障害者支援施設規則(障害者支援課)	一
山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則(障害者支援課)	二
山口県華南園規則を廃止する規則(障害者支援課)	二
知的障害者援護施設規則を廃止する規則(障害者支援課)	三
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(住宅課)	三
告示	三
指定施設要件の変更予定保安林(森林整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	四
道路の供用の開始(道路整備課)	四
換地処分の届出(都市計画課)	五
小郡仁保津榎ノ前土地地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)	五
宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	五
萩都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	五
田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	六
平生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	六
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)	六
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	六
公告	六
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	八
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	八
県営鹿野大潮地区(桶山換地区) 中山間地域総合整備事業に係る不換地等の指定(農村整備課)	九
県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の縦覧(農村整備課)	九
種畜証明書の交付(畜産振興課)	九
基本測量の実施の終了(監理課)	九

防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....一〇

人委公告.....一〇

平成二十一年度山口県警察官(男性)採用(A)試験の実施.....一〇

監査公表.....二〇

監査公表(二件).....二〇

収用委告示.....二〇

裁決手続の開始.....二〇



障害者支援施設規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十三号

障害者支援施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者支援施設条例(平成二十一年山口県条例第一号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、障害者支援施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者に管理を行わせようとする障害者支援施設の概要

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定しようとする期間

四 応募者に必要な資格に関する事項

五 応募の方法及び期間

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第七条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

- 二 応募に係る障害者支援施設の名称及び位置
 - 三 障害者支援施設の管理に係る事業計画
- 2 条例第七条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 障害者支援施設の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)
 第四条 条例第七条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
 登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる障害者支援施設の名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

(その他)
 第五条 この規則に定めるもののほか、障害者支援施設の管理について必要な事項は、
 別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十四号

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則

山口県聴覚障害者情報センター規則(平成十一年山口県規則第七十一号)の一部を次
 のように改正する。

第二条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第二十四条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県
 報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(応募の手続)

第三条 条例第二十四条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければな
 らない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 聴覚障害者情報センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第二十四条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 聴覚障害者情報センターの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号
 において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第二十四条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県
 報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県華南園規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十五号

山口県華南園規則を廃止する規則

山口県華南園規則(平成十七年山口県規則第百一十一号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

知的障害者援護施設規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十六号

知的障害者援護施設規則を廃止する規則

知的障害者援護施設規則(平成十七年山口県規則第百一十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十七号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を削る。

第五条第二項中「、業者」を「、法第三条第一項の知事の免許を受けて宅地建物取引業を営む者(以下「業者」という。)(」に改め、同条を第三条とする。

第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第六条とする。

第九条から第十一条までを削る。

第十二条第一号中「別記第九号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第二号中

「別記第十号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第三号中「別記第十一号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第四号中「別記第十二号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条第五号中「別記第十三号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十三条第一項第六号及び第七号を削り、同条を第八条とする。

第十四条を第九条とする。

別記第一号様式から別記第八号様式までを削る。

別記第九号様式中「(第12号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第十号様式中「(第12号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第十一号様式中「(第12号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第十二号様式中「(第12号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第十三号様式中「(第12号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十一年三月二十四日



山口県告示第百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第六百六十一号)及び保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第千四十八号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。
- 二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇部市経済部農林水産課、岩国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、長門市経済振興部農林課、柳井市経済部農林水産課、美祢市建設経済部農林課、周南市経済部林政課及び山陽小野田市環境経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 徳山光線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市大字八代字神田二二八〇の一 地先から 同市 同大字 同字二二八一の一 地先まで	最狭 二二〇・四	最狭 二〇〇・四	四三・九	四三・九	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 山口徳山線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
防府市大字和字松原一の一 地先から 同市 大字久兼字岩柄一の一 地先まで	最狭 二五・〇	最狭 二五・〇	三四一・七	三四一・七	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 瀬越下松線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市大字八代字神田二二八〇の五 地先から 同市 同大字下河内八五五の七 地先まで 及び 周南市大字八代字下河内八五五の七 地先から 同市 同大字風呂ケ浴一〇四〇の 一 地先まで	最狭 二六・七	最狭 二六・七	一六六・〇	一六六・〇	県道徳山光線の道路の区域(重用)
周南市大字八代字神田二二八〇の五 地先から 同市 同大字風呂ケ浴一〇四〇の 一 地先まで	最狭 二六・七	最狭 二六・七	五三七・三	五三七・三	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 三田尻港徳地線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
防府市大字和字松原一の一 地先から 同市 大字久兼字岩柄一の一 地先まで	最狭 二五・〇	最狭 二五・〇	二九八・四	二九八・四	県道山口徳山線の道路の区域(重用)
防府市大字和字松原一の一 地先から 同市 大字久兼字岩柄一の一 地先まで	最狭 二五・〇	最狭 二五・〇	二九八・四	二九八・四	県道山口徳山線の道路の区域(重用)

山口県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
徳山光線道	周南市大字八代字神田二一八〇の一地先から同市 同大字 同字二二八一の一地先まで	平成二十一年三月二十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口徳山線	防府市大字和字松原一の一地先から同市大字久兼字岩柄一の六地先まで	平成二十一年三月二十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 瀬越下松線	周南市大字八代字神田二一八〇の一地先から同市 同大字字風呂ケ浴一〇四〇の一地先まで	平成二十一年三月二十五日

山口県告示第百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、岩国市平田一丁目土地区画整理組合から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成二十一年一月十四日

二 換地処分の内容

平成二十年十二月十九日認可された換地計画のとおり

一 換地処分の年月日
平成二十一年一月二十二日

二 換地処分の内容
平成二十年十二月十九日認可された換地計画のとおり

一 換地処分の年月日
平成二十一年二月十二日

二 換地処分の内容
平成二十年十二月十九日認可された換地計画のとおり

山口県告示第百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、小郡仁保津樫ノ前土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
宇部都市計画道路事業三・四・三十五真締川東通線
宇部都市計画道路事業三・六・二十五小串神原線
- 三 事業施行期間
平成十三年七月十三日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

宇部市宮地町、北琴芝一丁目及び大字小串

山口県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称
萩市

二 都市計画事業の種類及び名称
萩都市計画公園事業五・五・二陶芸の村公園

三 事業施行期間
昭和六十一年八月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地
萩市大字椿東

山口県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称
田布施町

二 都市計画事業の種類及び名称
田布施都市計画下水道事業田布施町流域関連公共下水道

三 事業施行期間
平成四年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地
熊毛郡田布施町大字麻郷奥、大字麻郷、大字波野、大字下田布施、大字大波野及び大字宿井

山口県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、平生都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称
平生町

二 都市計画事業の種類及び名称
平生都市計画下水道事業平生町流域関連公共下水道

三 事業施行期間
平成四年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地
熊毛郡平生町大字平生村、大字平生町、大字首根、大字大野南、大字大野北、大字

堅ヶ浜及び大字宇佐木

山口県告示第百二十九号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

表新庄北県営住宅の項中、「三三」を「五一」に改める。

山口県告示第百三十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一の表下関市職員互助会会長 池永博文の項の次に次のように加える。

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	〇番一 筋川町二	平成二、 一
社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	八番三 長府扇町	" "

一の表中
下関交通安全協
会長 中村繁
丁目三番八号

に改め、同表宇部市の項の次に次のように加える。

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	目一三番一〇号 野原一〇号	平成二、 四、二、 "
-----------------------	------------------	-----------------------	------------------	-------------------

一の表中

財団法人山口県 交通安全協会	小郡下郷 三五六〇の二	財団法人山口県 交通安全協会	三五六〇の二 小郡下郷 山口県総合交通 センター	昭和四〇、 "
-------------------	----------------	-------------------	-----------------------------------	------------

社団法人山口県 会 交通安全協	葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	五番五 葵一丁目	平成二、 "
社団法人山口県 会 交通安全協	葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	三番八 泉町九番	" "
社団法人山口県 会 交通安全協	葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	三四三 小郡下郷	" "
社団法人山口県 会 交通安全協	葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	三五六〇の二 山口県総合交通 センター	昭和四〇、 "

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	八七 大字土原四	平成二、 四、一、 "
-----------------------	------------------	-----------------------	-------------	-------------------

め、同表秋市の項の次に次のように加える。

社団法人山口県 会 交通安全協	大字土原四 七六の二 山口	社団法人山口県 会 交通安全協	七六の二 山口	平成三、 二七
-----------------------	---------------------	-----------------------	------------	------------

一の表中
七六の二
山口
県秋警察署

防府交通安全協 会長 藤井清	防府市駅南町七 番二二号	防府交通安全協 会長 藤井清	防府市駅南町七 番二二号	平成三、 二七
-------------------	-----------------	-------------------	-----------------	------------

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	防府市寿町四番 一七号	平成二、 一
社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	防府市駅南町七 番二二号	平成三、 二七

下松交通安全協 会長 高橋勝	下松市大手町三 丁目二番一号	下松交通安全協 会長 高橋勝	山口県下松警察 署	平成三、 二七
-------------------	-------------------	-------------------	--------------	------------

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	井一三番一 大字西豊	平成二、 "
社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	井一三番一 大字西豊	平成二、 "

め、同表岩国市の項の次に次のように加える。

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	目一三番一〇号 野原一〇号	平成二、 四、一、 "
-----------------------	------------------	-----------------------	------------------	-------------------

一の表中 六丁目一五番二 〇号 山口県岩 国警察署	麻里布町 平成三、 二七	一の表中 六丁目一五番二 〇号 山口県岩 国警察署	麻里布町 平成三、 二七	に改
---------------------------------------	--------------------	---------------------------------------	--------------------	----

め、同表光市の項の次に次のように加える。

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	二番四八号 島田二丁目	平成二、 一
-----------------------	------------------	-----------------------	----------------	-----------

長門交通安全協 会長 河本英	長門市東深川七 七七	長門交通安全協 会長 河本英	東深川七 山口県長 門警察署	平成三、 二七
-------------------	---------------	-------------------	----------------------	------------

社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	〇の四 仙崎八五	平成二、 一
社団法人山口県 会 交通安全協	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 会 交通安全協	〇の四 仙崎八五	平成二、 一

め、同表柳井市の項の次に次のように加える。

一の表中

社団法人山口県 家用自動車協 会	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 家用自動車協 会 柳井支部	七五	古開作二	平成二、 一
------------------------	------------------	--------------------------------	----	------	-----------

一の表中

美祢交通安全協 会 会長 松原忠 志	美祢市大嶺町東 分三二二	美祢交通安全協 会	分三二二	大嶺町東 山口 美祢警察署	平成三、 二七
-----------------------------	-----------------	--------------	------	---------------------	------------

一の表中

社団法人山口県 家用自動車協 会 美祢交通安全協 会 会長 松原忠 志	山口市葵一丁目 五番五八号 美祢市大嶺町東 分三二二	社団法人山口県 家用自動車協 会 美祢支部 美祢交通安全協 会	佐三四一 伊佐町伊 大嶺町東 分三二二 山口 美祢警察署	平成二、 一 平成三、 二七
---	-------------------------------------	--	---	-------------------------

め、同表周南市の項の次に次のように加える。

一の表中

社団法人山口県 家用自動車協 会	山口市葵一丁目 五番五八号	社団法人山口県 家用自動車協 会 周南支部 社団法人山口県 家用自動車協 会 周南西支部	目八番一六号 周陽二丁 清水二丁 目六番一二号	平成二、 一 平成三、 二七
------------------------	------------------	---	----------------------------------	-------------------------

一の表中

小野田交通安全 協会 会長 河田 一朗	山陽小野田市日 の出一丁目六番 一〇号	小野田交通安全 協会	の出二丁目六番 一〇号 山口 小野田警察署	平成三、 二七
------------------------------	---------------------------	---------------	--------------------------------	------------

一の表中

社団法人山口県 家用自動車協 会 小野田交通安全 協会 会長 河田 一朗	山口市葵一丁目 五番五八号 山陽小野田市日 の出一丁目六番 一〇号	社団法人山口県 家用自動車協 会 小野田支部 小野田交通安全 協会	の出二丁目一 番日 三三三 三三三 山口 小野田警察署	平成二、 一 平成三、 二七
--	---	--	--	-------------------------



(九六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年三月二十四日から同年七月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス新下関店

所在地 下関市大字伊倉新下関西土地区画整理事業地内三五街区二三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

住所 代表者の氏名

三 変更に係る事項

駐車場の自動車の出入口の位置

届出年月日 平成二十一年三月十一日

変更年月日 平成二十一年三月十二日

五 変更年月日

平成二十一年三月十二日

(九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年十月二十八日山口県公告(四一一)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年三月二十四日から同年四月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ジャスコ光店
- 所在地 光市大字浅江二七五六の一
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九八) 県営鹿野大潮地区(桶山換地区) 中山間地域総合整備事業に係る不換地等の指
定
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用す
る同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営鹿野大潮地区中山間地域総合整
備事業の施行に係る桶山換地区につき、次の従前の土地を地積を特に減じて換地を定め
る土地として指定しました。

平成二十一年三月二十四日

土地の所在地	地目	地積 (平方メートル)	特に減じる地積 (平方メートル)
周南市大字大潮字開キケ原七六一	田	一、四八四	五二
" " " " 七六一	"	八九二	三五〇
" " " " 七六四	"	三〇〇	一〇〇
" " " " 字虻鹿野八〇六の一	"	一、八五〇	七五九
" " " " 八一〇の一	"	一、二二七	二三一

(九九) 県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の二第一項の規定により、
県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うための土地改良事業計画を
定めたので、同条第十項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のと
おり縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧の期間
 - 三 縦覧の場所
- 県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の写し
平成二十一年三月二十五日から同年四月十三日まで
山口県農林水産部農村整備課

(一〇〇) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二
号の種畜証明書を交付しました。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
平一〇山口県勝典平 臨七(七二)	山黒二二三二四二三九	黒毛和種	平成一九、 二、一四	山口県一級	美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター		

(一〇一) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
基本測量(一等磁気測量)
 - 二 作業の地域
萩市
 - 三 作業の期間
平成二十年五月十二日から平成二十一年二月二十八日まで
- 一 作業の種類
基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)
 - 二 作業の地域
下関市、防府市、長門市、美祢市及び阿武郡阿東町
 - 三 作業の期間
平成二十年六月十二日から平成二十一年二月二十七日まで

(二〇二) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

- 防府都市計画道路三・四・七松崎植松線
- 防府都市計画道路三・四・十一新橋宮市線
- 防府都市計画道路三・五・三十三国分寺鐘紡線
- 防府都市計画道路三・四・四十松崎牟礼線
- 防府都市計画道路七・七・三宮市天神前線
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課



公 告

平成二十一年度山口県警察官(男性)採用(A)試験の実施

平成二十一年度山口県警察官(男性)採用(A)試験を次のとおり実施します。

平成二十一年三月二十四日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

八十人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十一年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)(の卒業者又は平成二十二年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時 平成二十一年五月十日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後二時三十分まで
- 3 場所 山口市吉田一六七七番地の一
山口大学共通教育本館
- (二) 第二次試験
- 1 方法及び内容
- (1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成二十一年五月下旬から同年六月上旬までの間に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十一年五月二十一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十一年七月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十二年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十九万七千八百六十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十一年三月二十四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

- (二) 受付の期間及び時間
平成二十一年三月二十四日(火曜日)から同年四月十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成二十一年四月十七日までの消印のあるものに限ります。

- (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることが出来ます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十一年三月二十四日(火曜日)午前九時から同年四月十日(金曜日)午後五時まで

十 その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三一一四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三一一〇)内線二六二八)にお問い合わせください。



監査公表第 2 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成21年3月24日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同	先 城 憲 尚
同	神 田 忠 二 郎
同	村 田 博

監査の結果に関する報告
監査年月日
監査委員名

環境政策課	平成20年10月17日	村 田 博
生活衛生課	" "	" "
医務保険課	" "	先 城 憲 尚
農林水産政策課	" "	新 谷 和 彦
森林企画課	" "	村 田 博
監理課	" "	新 谷 和 彦
港湾課	" "	先 城 憲 尚
建築指導課	" "	" "
監査委員事務局	" "	神 田 忠 二 郎
労働委員会事務局	" "	村 田 博
人事委員会事務局	" "	" "
教育庁人権教育課	" "	新 谷 和 彦
警察本部会計課	" "	" "
追 国 県 税 務 所	" "	村 田 博
柳 井 "	11月18日	" "
周 南 "	10月23日	神 田 忠 二 郎
防 府 "	" "	" "
山 口 "	平成21年2月23日	先 城 憲 尚
宇 部 "	平成20年10月 "	村 田 博
下 関 "	" "	先 城 憲 尚
萩 "	11月4日	" "
" "	10月14日	村 田 博
" "	11月20日	" "
東 京 事 務 所	" "	" "
岩 国 県 民 局	" "	" "
柳 井 "	" "	神 田 忠 二 郎
周 南 "	10月23日	" "
宇 部 "	11月7日	" "
下 関 "	" "	先 城 憲 尚
萩 "	" "	" "
萩 "	" "	先 城 憲 尚
萩 "	10月14日	村 田 博
萩 "	11月20日	村 田 博
萩 "	10月15日	神 田 忠 二 郎
萩 "	" "	新 谷 和 彦
萩 "	" "	新 谷 和 彦
萩 "	12月18日	村 田 博
萩 "	" "	新 谷 和 彦
萩 "	" "	先 城 憲 尚
萩 "	" "	先 城 憲 尚
萩 "	平成21年1月27日	新 谷 和 彦

宇部	"	平成20年11月4日	先	城	憲	尚
長門	"	"	新	谷	和	彦
衛生看護学院	"	12月18日	村	田	博	
萩看護学校	"	"	"	"	"	
精神保健福祉センター	"	"	"	"	"	
周南児童相談所	"	11月28日	"	"	"	
下関	"	"	"	"	"	
育成学校	"	10月15日	神	田	忠二郎	
大阪事務所	"	11月13日	村	田	博	
計量検定所	"	12月18日	"	"	"	
周南農林事務所	"	11月7日	神	田	忠二郎	
山口	"	10月23日	村	田	博	
美祢	"	"	"	"	"	
下関	"	11月14日	先	城	憲	尚
長門	"	12月1日	新	谷	和	彦
萩	"	11月20日	村	田	博	
防府水産事務所	"	"	"	"	"	
萩	"	10月15日	新	谷	和	彦
農林総合技術センター	"	平成21年1月27日	"	"	"	
水産研究センター	"	平成20年11月6日	村	田	博	
岩国土木建築事務所	"	"	新	谷	和	彦
柳井	"	10月23日	村	田	忠二郎	
周南	"	12月1日	先	城	憲	尚
防府	"	平成21年2月23日	"	"	"	
山口	"	1月27日	村	田	博	
宇部	"	平成20年12月4日	"	"	"	
美祢土木事務所	"	10月15日	"	"	"	
下関土木建築事務所	"	11月14日	先	城	憲	尚
長門	"	"	新	谷	和	彦
萩	"	12月1日	"	"	"	
岩国港湾管理事務所	"	"	神	田	忠二郎	
周南	"	"	先	城	憲	尚
宇部	"	11月19日	神	田	忠二郎	

錦川総合開発事務所	"	"	"	"	"	
宇部小野田湾岸道路建設事務所	"	12月19日	"	"	"	
安下庄高等学校	"	12月18日	村	田	博	
久賀	"	"	"	"	"	
高森	"	"	"	"	"	
柳井	"	11月28日	"	"	"	
柳井商工	"	"	"	"	"	
熊毛南	"	12月18日	"	"	"	
田布施農業	"	11月28日	"	"	"	
田布施工業	"	"	"	"	"	
光丘	"	12月18日	"	"	"	
下松	"	"	"	"	"	
華陵	"	"	"	"	"	
下松工業	"	11月5日	神	田	忠二郎	
熊毛北	"	12月18日	村	田	博	
徳山北	"	"	"	"	"	
鹿野	"	"	"	"	"	
南陽工業	"	11月28日	"	"	"	
防府	"	平成21年2月25日	"	"	"	
防府西	"	"	"	"	"	
防府商業	"	"	"	"	"	
佐波	"	"	"	"	"	
山口	"	平成20年11月28日	"	"	"	
西京	"	平成21年2月25日	"	"	"	
宇部中央	"	"	"	"	"	
宇部工業	"	平成20年12月18日	"	"	"	
小野田	"	平成21年2月25日	"	"	"	
厚狭	"	"	"	"	"	
小野田工業	"	平成20年11月28日	"	"	"	
美祢	"	12月18日	"	"	"	
大嶺	"	平成21年2月25日	"	"	"	
美祢工業	"	平成20年11月28日	"	"	"	
田部	"	平成21年2月25日	"	"	"	
西市	"	平成20年11月28日	"	"	"	

長府	〃	〃	平成21年2月25日	〃	〃	〃
下関西	〃	〃	平成20年11月28日	〃	〃	〃
下関南	〃	〃	12月18日	〃	〃	〃
響	〃	〃	平成21年2月25日	〃	〃	〃
豊北	〃	〃	平成20年12月18日	〃	〃	〃
萩	〃	〃	11月28日	〃	〃	〃
萩商工	〃	〃	〃	〃	〃	〃
奈古	〃	〃	〃	〃	〃	〃
下関中等教育学校	〃	〃	12月18日	〃	〃	〃
徳山総合支援学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃
防府	〃	〃	平成21年2月25日	〃	〃	〃
山口南	〃	〃	平成20年12月18日	〃	〃	〃
下関南	〃	〃	〃	〃	〃	〃
豊浦	〃	〃	平成21年2月25日	〃	〃	〃
岩国警察署	〃	〃	平成20年12月5日	神田	忠二郎	博
柳井	〃	〃	平成21年2月25日	村田	田	博
岩国西	〃	〃	〃	〃	〃	〃
光	〃	〃	〃	〃	〃	〃
防府	〃	〃	1月27日	新谷	和彦	彦
山口南	〃	〃	平成20年11月19日	神田	忠二郎	博
宇部	〃	〃	12月4日	村田	田	博
小野田	〃	〃	平成21年2月25日	〃	〃	〃
小串	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長門	〃	〃	〃	〃	〃	〃

監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

医務保険課

保健師等修学資金返納金の収入未済があった。

農林水産政策課

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則

第54号。以下「規則」という。）第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

建築指導課

令第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

教育庁人権教育課

高等学校等進学奨励費の収入未済があつた。

警察本部会計課

放置違反金及び交通事故に係る弁償金の収入未済があつた。

周南県税事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

防府県税事務所

備品購入に係る支払において、支出科目を誤っているものがあつた。

周南健康福祉センター

- 1 母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があつた。
- 2 物品製作売買契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあつた。

防府健康福祉センター

- 1 通勤手当の認定を誤っているものがあつた。
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

宇部健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

長門健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

衛生看護学院

- 1 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する役務の提供の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

萩看護学校

- 1 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

周南児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった。

下関児童相談所

- 1 児童保護費の収入未済があった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する営繕工事の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

育成学校

- 1 児童自立支援施設運営費の収入未済があった。
- 2 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

計量検定所

- 1 業務委託契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

山口農林事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

美弥農林事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

下関農林事務所

- 1 工事請負契約の債務不履行に係る違約金の収入未済があった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

長門農林事務所

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品修繕契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

萩農林事務所

役務の提供の受入れに係る支払において、支出科目を誤っているものがあった。

萩水産事務所

- 1 通動手当の認定を誤っているものがあった。
なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。
- 2 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

農林総合技術センター

- 1 物品製作売買契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

周南土木建築事務所

- 1 河川区域内の土地の占用料の調定の時期が遅延しているものがあった。
- 2 工事請負契約の解除に係る仮設物の撤去費用の収入未済があった。

山口土木建築事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

長門土木建築事務所

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

周南港湾管理事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

久賀高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

熊毛南高等学校

入学試験料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。
なお、現在は、消印済みである。

下松工業高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

宇部工業高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

小野田高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

厚狭高等学校

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

下関西高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

萩高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

萩商工高等学校

- 1 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

下関中等教育学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

意 見

- 1 物品購入に係る予算の執行については、必要以上に物品を購入したため保有数量が過大となっているもの及び年度内に履行確認が行われていないものが見受けられた。また、同種の物品を2回以上購入している場合において、それぞれの予定価格が2人以上の者から見積書を提出させないことができる5万円以下に設定され、結果的に競

争性が損なわれている事例が多数あった。

ついでには、事務の効率を低下させることなく公正性及び経済性を確保するため、次に掲げる事項に留意して予算の適正な執行に努められたい。

- (1) 保有数量を調査し、用途、必要性、購入の時期、数量等を十分に検討して購入の手続を進めること。
 - (2) 年度末を納期とする場合は、事業者が納品をするために必要とされる期間を勘案して発注を行うこと。
 - (3) 発注 1 回当たりの数量、単価を定める契約の方法の導入等について検討し、競争原理が働くようにすること。
- 2 収入証紙による手数料の収入について
収入証紙による手数料の収入については、手数料の調定金額の誤りが多数発生している。
- ついでには、受付簿その他の帳簿への記載の方法の改善及び 2 人以上の職員が収納額の確認を行う体制の整備について検討し、会計の処理に万全を期されたい。

監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成21年 3月24日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同	先 城 憲 尚
同	神 田 忠 二 郎
同	村 田 博

監査の結果に関する報告

監 査 箇 所	監査年月日	監査委員名
財団法人やまぐち女性財団	平成21年 2月 2 日	村 田 博
財団法人やまぐち角膜・腎臓等複 合バンク	〃 〃 〃	〃
財団法人山口県体育協会	〃 〃 〃	〃
社団法人山口県観光連盟	〃 〃 3 日	新 谷 和 彦
山口県土地改良事業団体連合会	〃 〃 〃	〃

山口県農地・水・環境保全向上対 策協議会	〃	〃	〃
公立大学法人山口県立大学	〃	4 日	神 田 忠 二 郎
財団法人やまぐち森林担い手財団	〃	〃	〃
財団法人山口県暴力追放県民会議	〃	〃	〃
山口県道路公社	〃	5 日	先 城 憲 尚
山口県土地開発公社	〃	〃	〃
山口県住宅供給公社	〃	〃	〃
社会福祉法人萌仁会	〃	9 日	神 田 忠 二 郎
社会福祉法人優和会	〃	〃	〃
山口宇部空港ビル株式会社	〃	〃	〃
山口県水田農業改革推進本部	〃	10 日	村 田 博
財団法人山口県老人クラブ連合会	〃	〃	〃
社団法人山口県バス協会	〃	13 日	〃
財団法人山口県健康福祉財団	〃	〃	〃
社会福祉法人山口県コロニー協会	〃	〃	〃

財団法人やまぐち女性財団

- 1 県出資金について
本財団は、女性の主体的・実践的な活動を支援することにより、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、もって男女がともに協力し、ゆとりと豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざすことを目的として設立され、県は、基本財産 994,910,605 円のうち 994,000,000 円を出資している。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク

- 1 県出資金及び県補助金について
本バンクは、角膜及び強膜の提供希望者及び移植希望者の登録制度を設け、その提供あつせんを行うことにより、視覚障害者の機能回復に資するとともに、腎臓の提供希望者の登録制度を設け、並びに腎臓等臓器移植及び骨髄移植に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産 298,845,859 円のうち 100,000,000 円を出資している。

また、県は、平成19年度において、普及啓発事業補助金 3,265,000 円及び山口県臓

期 2042 第	(定期)	報	県	口	口	火 曜 日	平成21年3月24日						
<p>器移植連絡調整者設置事業補助金4,809,300円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>	財団法人山口県体育協会	<p>1 県補助金について 本協会は、県民の体力の向上とアスチアスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成19年度において、トリアスリート育成事業補助金561,619,000円、国民体育大会山口県選手団派遣経費補助金41,508,000円及び国民体育大会中国プロック大会山口県選手団派遣経費補助金10,170,000円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>	社団法人山口県観光連盟	<p>1 県補助金について 本連盟は、県内における観光事業の健全な発達及び振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県観光客来訪促進事業補助金30,000,000円、山口県観光連盟補助金8,055,000円及び東アジア地域観光客誘致促進事業補助金3,484,000円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>	山口県土地改良事業団体連合会	<p>1 県補助金について 本連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織により土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県担い手育成支援事業補助金52,232,000円、土地改良総合整備事業（調査設計）補助金47,250,000円、山口県土地改良施設維持管理適正化事業補助金19,140,000円、基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金7,261,000円、山口</p>	<p>県土地改良管理指導センター運営事業費補助金4,692,000円、山口県換地センター運営事業費補助金1,700,000円及び山口県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金1,668,929円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>	山口県農地・水・環境保全向上対策協議会	<p>1 県補助金について 本協議会は、農地、水及び環境の良好な保全及び質的向上を図るため、地域住民による効果の大きい共同活動及び環境への負荷を低減する先進的な営農活動の推進に資することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県農地・水・環境保全向上対策事業補助金168,874,000円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>	公立大学法人山口県立大学	<p>1 県出資金及び県交付金について 本法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的として設立され、県は、資本金5,810,493,000円の全額を出資している。</p> <p>また、県は、平成19年度において、県立大学運営費交付金1,209,386,000円及び県立大学施設費交付金20,000,000円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>	財団法人やまぐち森林担い手財団	<p>1 県出資金、県貸付金及び県交付金について 本財団は、林業労働に従事している者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保を図るとともに、若い担い手の養成及び確保を促進することにより、森林の適正な</p>

管理を推進し、林業の安定的な発展に資することを目的として設立され、県は、基本財産1,270,000,000円のうち1,167,785,000円を出資している。

また、県は、平成19年度において、林業就業促進資金貸付金3,105,000円を貸し付けているほか、山口県森林づくり事業交付金6,740,000円を支出している。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県暴力追放県民会議

- 1 県出資金について

本会議は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等に関する事業を行い、暴力のない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産500,000,000円のうち200,000,000円を出資している。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県道路公社

- 1 県出資金及び県貸付金について

本公社は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産6,064,000,000円的全額を出資している。

また、県は、平成19年度において、短期貸付金として経営健全化対策資金1,670,625,000円を貸し付けている。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県土地開発公社

- 1 県出資金及び県交付金について

本公社は、県の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と調和のとれた開発行政の推進に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本財産

30,000,000円的全額を出資している。

また、県は、平成19年度において、工業団地造成事業土地開発公社交付金104,390,876円を支出している。

- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県住宅供給公社

- 1 県出資金、県貸付金、県補助金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について

本公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本金20,000,000円的全額を出資している。

また、県は、平成19年度において、短期資金として宅地保有資金3,889,000,000円及び宅地取得造成資金1,400,000,000円を貸し付けているほか、特定優良賃貸住宅利子補給金11,457,200円、特定優良賃貸住宅家賃減額補助金1,676,000円及び住まいトータルサポート事業費補助金150,000円を支出するとともに、県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に係る委託料1,120,305,900円を支出している。

更に、県は、県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設に係る指定管理者の指定をしている。

- 2 監査の結果
財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人萌仁会

- 1 県補助金について

本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成19年度において、軽費老人ホーム事務費補助金26,035,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金373,100円を支出している。

- 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人優和会

- 1 県補助金について
本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成19年度において、軽費老人ホーム事務費補助金25,823,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金274,300円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口宇部空港ビル株式会社

- 1 県出資金、県貸付金及び県補助金について
本会社は、貸室業、物品販売業等を営むことを目的として設立され、県は、資本金320,000,000円のうち96,000,000円を出資している。
また、県は、平成19年度において、長期貸付金として山口宇部空港ビル対策事業貸付金331,000,000円を貸し付けているほか、山口宇部空港貨物ターミナルビル監視警備業務補助金1,203,930円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県水田農業改革推進本部

- 1 県補助金について
本本部は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等を活用することにより、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的として設立され、県は、平成19年度において、農業振興対策事業補助金（水田農業構造改革推進事業）120,000,000円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県老人クラブ連合会

- 1 県出資金及び県補助金について
本連合会は、県内における老人クラブの普及と正常な発展を図り、老人の生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産等200,782,064円のうち80,000,000円を出資している。
また、県は、平成19年度において、老人クラブ等活動推進員設置事業県費補助金4,068,000円、山口県老人クラブ連合会事業費補助金2,756,000円及び高齢者相互支援推進・啓発事業県費補助金682,000円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社団法人山口県バス協会

- 1 県補助金について
本協会は、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対するサービスの改善を促進することによって、これらの事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県運輸事業振興助成補助金24,938,000円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県健康福祉財団

- 1 県出資金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
本財団は、健康づくり及び社会福祉の業務に従事する者の育成・確保並びに福祉を増進するために必要な事業を行い、あわせて県民の介護に関する関心と理解を深めるとともに県民の健康の保持・増進を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産1,523,840,000円のうち1,520,000,000円を出資している。
また、県は、平成19年度において、山口県健康づくりセンターの管理に係る委託料26,289,000円を支出している。
- 2 監査の結果
更に、県は、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をしている。

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人山口県コロニー協会

1 県補助金について

本協会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成19年度において、身体障害者福祉施設運営費補助金43,864,000円、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金1,511,100円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金1,091,900円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

意 見

1 山口県土地開発公社、山口県道路公社及び山口県住宅供給公社について

三公社については、これまでも県政集中改革の柱の一つとして公社改革を掲げ、锐意経営改善に取り組みられているが、なお資産保有の長期化、多額の償還金等の問題を抱えており、将来的に県民の負担になることが懸念される。

については、「新・県政集中改革プラン」に沿って、更に実効性のある公社改革の取組を確実に推進していく必要がある。

2 財政的援助団体等への指導監督について

公益法人制度改革に伴い、財政的援助団体等の中には、公益社団法人等への移行、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）の適用等の新たな課題に直面しているものがある。

こうした状況の中で、財政的援助団体等が適正に財務会計事務を執行することができよう指導監督体制の充実を図るとともに、財政的援助団体等の役員又は職員に対し、早期に研修会等を開催し、財務会計に関する事務処理能力の向上を支援する必要がある。



山口県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年三月十四日

山口県収用委員会会長 作 良 昭 夫

一 収用地の所在

山口県

二 事業の種類

周南都市計画道路事業三・四・百三三号虹ヶ丘森ヶ峠線、三・五・百一十一号川園線及び三・五・百十二号原線（山口県光市浅江一丁目、浅江二丁目、浅江三丁目、花園二丁目、木園一丁目、島田一丁目及び島田四丁目地区）

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

光市花園二丁目	所 在 地 番 地 目	裁決手続の開始を決定した土地	土地所有者
三番	積 公簿上の地 (平方メートル)	土地に関して権利を有する関係人	
宅地	実測地積 (平方メートル)		
五三・四三	収用しようとする土地の面積 (平方メートル)		
五三・四三	氏 名		
一塚 浩三	住 所		
一塚 佳代	氏 名		
二塚 浩三	住 所		
二塚 佳代	氏 名		
静岡県伊東市富戸一〇九五番地の二三二一	住 所		
な	氏 名		
し	住 所		
な	氏 名		
し	住 所		
な	権利の種類		
し			

四 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十一年三月十一日

平成二十一年三月二十四日印刷
平成二十一年三月二十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)